

既修得単位等の単位認定に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、サイバー大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第33条、第34条、第35条に関する単位認定、およびその他単位認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とすることができる単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる単位等は、次の各項に定めるものとする。

- 2 学則第33条に規定する大学、専門職大学または短期大学（外国の大学またはこれに相当する高等教育機関を含む。）との協議に基づき履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）。
- 3 学則第34条の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 短期大学または高等専門学校の専攻科における学修
 - (2) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 4 学則第35条に規定する本学に入学する前に他の大学、専門職大学、短期大学および外国の大学等において修得した単位（科目等履修生および特別の課程履修生として本学において修得した単位を含む。）。
- 5 前項に定めるもののほか、別表1～4における成果に係る学修の全部または一部を単位認定の対象とすることができる。ただし、別表1および2については、申請期間の学期開始日から遡って2年以内に取得したもの、別表4については、2009年度以降に取得したものに限り、別表3については取得時期の制限を定めないこととする。なお、科目毎に申請を受け付けるものとする。

(申請手続き)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は次の各項に定める申請手続きをとるものとする。

- 2 前条第3項および第4項に定める単位認定を受けようとする申請者は、原則、入学までに、大学所定の書類を添え、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。
- 3 前条第2項および第5項に定める単位認定を受けようとする申請者は、定められた期間に、大学所定の書類および公的な証明書の原本を添え、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審 査)

第4条 学部長は、前条第2項に定める入学前の単位認定申請があったときは、入学判定審議会

で審査する。また、前条第3項に定める単位認定申請については、全学運営委員会で審査する。

(単位認定)

第5条 単位認定は、教授会の意見を聴いた上で、学長が行う。

2 大学は、必要に応じ申請者に対し試問を行い、必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 単位認定の結果は、本学の成績確認画面により申請者に通知するものとする。

(事務)

第7条 単位認定に関する事務は、教務所管部署で行う。

(所管部署)

第8条 この細則の所管は、教務所管部署とする。

(定めによらない事項)

第9条 この細則の定めによらない事項およびこの細則の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、教務所管部署長が行うものとする。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、規程等管理規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この細則は、2007年2月8日より施行する。
- 2 この細則は、「入学前の既修得単位に関する規程」から「既修得単位等の単位認定に関する細則」と名称を変更し、2008年11月20日より施行する。
- 3 この細則は、2009年8月1日より施行する。
- 4 この細則は、2010年9月17日より施行する。
- 5 この細則は、2011年4月1日より施行する。
- 6 この細則は、2011年9月16日より施行する。
- 7 この細則は、2012年4月1日より施行する。
- 8 この細則は、2012年12月1日より施行する。
- 9 この細則は、2013年9月1日より施行する。
- 10 この細則は、2013年11月1日より施行する。
- 11 この細則は、2015年4月1日より施行する。
- 12 この細則は、2016年3月1日より施行する。

- 13 この細則は、2017年3月1日より施行する。
- 14 この細則は、2018年4月1日より施行する。
- 15 この細則は、2019年4月1日より施行する。
- 16 この細則は、2022年9月1日より施行する。
- 17 この細則は、2023年2月1日より施行する。
- 18 この細則は、2023年4月1日より施行する。

(別表 1)

認定科目名	TOEFL iBT	TOEIC Listening & Reading	IELTS	実用英語技能 検定
基礎英語 I	60	550	5.0	準 1 級
基礎英語 II	60	550	5.0	準 1 級
中級英語 I	75	650	6.0	準 1 級
中級英語 II	75	650	6.0	準 1 級
上級英語 I - A	85	780	7.0	1 級
上級英語 I - B	85	780	7.0	1 級
上級英語 II - A	99	880	8.0	1 級
上級英語 II - B	99	880	8.0	1 級

*TOEIC Speaking & Writing、TOEIC Bridge、TOEIC-IP については、認定対象外とする。

(別表 2)

認定科目名	中国語検定試験	漢語水平考試	中国語コミュニケー ション能力検定
中国語入門 A	4 級	2 級	350
中国語入門 B	4 級	2 級	350
中国語応用 A	3 級	3 級	380
中国語応用 B	3 級	3 級	380

(別表 3)

認定科目名	公的資格	国家資格
会計簿記入門	日商簿記検定 2 級	公認会計士、税理士
ビジネス法務入門	ビジネス実務法務検定 2 級	弁護士、司法書士、行政書士

(別表 4)

認定科目名	情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
インターネット入門	応用情報技術者、ネットワークスペシャリスト
ネットワーク技術基礎	ネットワークスペシャリスト
コンピュータ入門	応用情報技術者
情報セキュリティ入門	情報セキュリティマネジメント、情報セキュリティスペシャ リスト、情報処理安全確保支援士
データベース論	データベーススペシャリスト
プロジェクトマネジメント入門	プロジェクトマネージャ

*別表 4 は、2008年度以前の制度での取得は対象外とする。